

定 款

一般社団法人日本臨床研究学会

定 款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本臨床研究学会と称し、英文名では、Japan Society of Clinical Research (JSCR) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府豊中市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所(支部)を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、臨床研究に関する知見及びその応用についての研究発表、知識の交換、会員の生涯学習の奨励並びに会員相互及び内外の関連学会との連携協力を行うことにより、臨床研究の進歩普及を図り、もって我が国における臨床研究の推進及び質の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 学術集会、研究会等の開催
- (2) 社会に対する臨床研究の普及及び啓発活動
- (3) 生涯教育継続研修会等の開催
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 関連学術団体との連携及び協力
- (6) 国際的な研究協力の推進
- (7) 臨床研究の受託及び管理
- (8) EDC システムの画面構築、システムの利用方法に関する指導及び相談業務等の支援業務
- (9) 臨床研究のプロトコール作成、モニタリング、DM、統計その他の支援業務
- (10) その他前条の目的に関連する事業

第3章 会員及び社員

(法人の構成)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 臨床研究全般に係わる専門職者として、この法人の臨床研究支援業務に従事することを承諾し、この法人の事業に賛同して入会した個人
 - (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (3) 学生会員 大学等の教育機関の在籍を証明できる者で、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した法人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)に定める社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別途定めた手続に従って、入会の申し込みを行い、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、又はその他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失及び停止)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
 - (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき
 - (4) 賛助会員が解散若しくは破産したとき
- 2 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって法人法上に定められた社員の権利を除く資格を停止する。

- (1) 行政処分を受けたとき
- (2) この法人の懲罰規定に抵触したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、既発生 of 義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及び既納の拠出は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(総会の構成)

第 12 条 総会は、第 5 条第 1 項第 1 号に規定する正会員をもって構成する。

- 2 総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年度一回開催するほか、理事長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、可及的速やかに総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(総会の決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 1 以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議、又は他の正会員を代理人として決議を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的方法にてこの法人に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事のうち総会で議事録署名者に選任された 2 名の理事は、前項の議事録に記名捺印又は署名する。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 20 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 7 名以内
 - (2) 監事 1 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長を除くその他の理事のうち、1 名以内を副理事長とすることができる。副理事長は、法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事は、次項に定める理事候補者の中から総会の決議によって選任する。

2 理事候補者は、第 5 条第 1 項第 1 号に定める正会員の中から理事会の決議によって選出する。

- 3 監事は、理事会の推薦を受け、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係があるものである理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事及び監事に異動があったときは、その旨を遅滞なく行政庁へ届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその業務にかかる職務を代行する。ただし、理事長を代行する期間は、理事会において後任の理事長が選任されるまでとする。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に欠くに至った場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる

多数をもって行う。

(役員報酬等)

第 26 条 当法人は、理事1名あたり当法人の売上高の10パーセントを理事の人数分合算した金額を理事に対する報酬総額の上限とし、当該上限以内で理事会が決議した報酬を支給することができる。

2 当法人は、監事1名あたり当法人の売上高の10パーセントを監事の人数分合算した金額を監事に対する報酬総額の上限とし、当該上限以内で理事会が決議した報酬を支給することができる。

3 役員等がその職務の執行に当たって負担する費用については、当法人がこれを支払うものとする。

4 前項に定める費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員責任免除)

第 27 条 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第113条第1項による最低責任限度額とする。

(取引の制限)

第 28 条 役員等が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(事務局及び職員)

第 29 条 この法人の事務を処理するために理事会の決議により事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。

3 事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 総会の招集に関する事項の決議
- (3) 事業計画及び収支予算の決議
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (6) 監事の推薦
- (7) 会員の資格停止に関する事項の決議
- (8) その他この法人の組織及び運営に関する重要事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 定例理事会は、毎年1回以上開催する。又、理事長が必要と認めるときは臨時理事会を開催することができる。
- (2) 理事長以外の理事より、会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開催の請求があったとき。
- (3) 法令に基づき、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の

決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名捺印又は署名する。

(理事会規則)

第 37 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 学術集会

(年次講演会の開催)

第 38 条 この法人は、会員の研究発表等のため、年次講演会を定時総会時に毎年一回開催することができる。

2 前項によるもののほか、理事会の決議を経て必要に応じて学術集会、研究会等を開催することができる。

(年次講演会主宰会長)

第 39 条 年次講演会を開催する場合には、会長及び副会長を各 1 名置く。

2 会長及び副会長は、第 5 条第 1 項第 1 号に定める正会員の中から、理事会で選任する。

3 会長等の任期は、その担当する年次の前年の年次講演会終了の翌日から、当該年次講演会終了の日までとする。

4 会長に事故あるとき、又は会長がかけたときは副会長がその職務を代行する。

5 会長は、必要に応じて、理事会に出席し、準備状況等を報告しなければならない。

6 会長は、その他、必要に応じて関係委員会に出席し、意見を述べることができる。

(年次講演会の運営)

第 40 条 年次講演会における研究発表の筆頭者は、会員に限る。

2 年次講演会の運営に関して必要な事項は、理事会及び総会の決議を経て別途定める。

第 8 章 委員会

(委員会の設置等)

第 41 条 理事会は、本会の事業を円滑に遂行するため、理事会の下に委員会を設ける

ことができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査・研究・審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、別途定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事名簿

(剰余金)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員現在数の議決権の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

(法人の解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる

法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 補 則

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(法令の準拠)

第 50 条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。